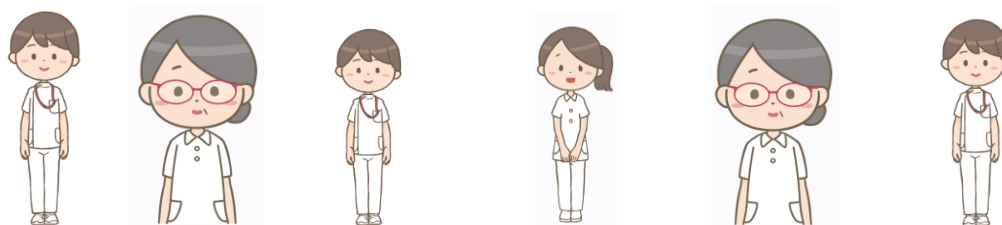


看護師・准看護師の資格をお持ちのかたへ

大地震が起きたとき、
あなたの力を必要としています。



『災害時の医療救護活動への協力』に関するアンケートのお願い

災害時に仮設救護所を設置することになった場合、看護師等の協力が不可欠です。（裏面参照）
アンケートは8問からなり、1分ほどで完了します。また、アンケートは無記名で実施し、個人を特定することはありません。

回答方法：下の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、表示された設問にお答えください。

確認後、最後に申込むボタンを押して回答完了です。

回答期限：令和8年11月30日（月）23:30まで



ご不明点等がありましたら、担当まで
お問い合わせください。

（事務担当）

小田原市福祉健康部 健康づくり課

☎ 0465-47-0828（直通）

平日 8:30—17:00

仮設救護所ってなに？

小田原市では、大規模地震が発生したときには、災害の規模や被害状況に応じて、けが人の応急手当等を行う救護所として「仮設救護所」を開設することとしています。仮設救護所は、市内 25 箇所の広域避難所（小学校・中学校）のうち最大4箇所に開設されます。

災害時、市民の医療面のケアにあたっては、看護師等の協力が必要不可欠です。

看護師・准看護師としての主な活動内容は、医師等が行うトリアージ・診療の補助など救護所での軽症者への手当をサポートしていただくことを想定しています。

参考

2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」、2024年1月の「能登半島地震」、2026年7月の「令和8年熊本地震」では、いずれも災害救助法が適用されました。災害救助法が適用された場合、仮設救護所に看護師・准看護師のかたが従事いただく際には、医療救護活動に伴う損害補償や手当等の制度があります。